

さいたま市議会 告示番号	さいたま市議会告示名	公布年月日
さいたま市議会 告示第1号	さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する 告示	令和3年3月31日

さいたま市議会告示第1号

さいたま市議会議会局処務規程の一部を改正する告示

さいたま市議会議会局処務規程（平成20年さいたま市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（内部組織）</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。 総務部</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>秘書総務課</u> <u>秘書係</u> 総務係 <u>広報係</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>秘書総務課</u> <u>(1) 儀式及び交際に関すること。</u> <u>(2) 議長及び副議長の秘書に関すること。</u> <u>(3) 各種議長会に関すること。</u> <u>(4) 車両の管理に関すること。</u> <u>(5) 公印に関すること。</u> <u>(6) [略]</u> <u>(7) [略]</u></p>	<p style="text-align: center;">（内部組織）</p> <p>第2条 局の内部組織は、次のとおりとする。 総務部 <u>秘書課</u> <u>秘書係</u> <u>広報係</u> <u>総務課</u></p> <p style="margin-left: 40px;">総務係</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 <u>秘書課</u> <u>(1) 儀式及び交際に関すること。</u> <u>(2) 議長及び副議長の秘書に関すること。</u> <u>(3) 各種議長会に関すること。</u> <u>(4) 車両の管理に関すること。</u> <u>(5) 議会広報に関すること。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>総務課</u></p> <p><u>(1) [略]</u> <u>(2) [略]</u></p>

<p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>議場その他議会関係各室の管理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>議会広報に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>局内の他部の所管に属さない事項に関すること。</u> 議事調査部 議事課 (1)～(7) [略] (8) <u>会議録検索システム及び資料検索システムの管理及び運用に関すること。</u> (9)～(12) [略] [略] 2・3 [略]</p> <p>(課長の専決事項) 第9条 局の処務に関する課長の専決事項のうち、共通専決事項については市専決規程別表第2の規定を準用し、個別専決事項については次に掲げるとおりとする。 <u>秘書総務課長専決事項</u> (1) [略] [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>公印に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>議場その他議会関係各室の管理に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>局内の他部及び部内の他課の所管に属さない事項に関すること。</u> 議事調査部 議事課 (1)～(7) [略] (8) <u>会議録検索システム及び会議資料検索システムの管理及び運用に関すること。</u> (9)～(12) [略] [略] 2・3 [略]</p> <p>(課長の専決事項) 第9条 局の処務に関する課長の専決事項のうち、共通専決事項については市専決規程別表第2の規定を準用し、個別専決事項については次に掲げるとおりとする。 <u>総務課長専決事項</u> (1) [略] [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(さいたま市議会公印規程の一部改正)

2 さいたま市議会公印規程（平成13年さいたま市議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公印の保管者) 第4条 [略] 2 保管者は、 <u>秘書総務課長</u> の職にある者をもって充てる。	(公印の保管者) 第4条 [略] 2 保管者は、 <u>総務課長</u> の職にある者をもって充てる。